



発行 東京都

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結……………
- 都市計画事業の認可 (五件)……………
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号 (東京都エネルギー環境計画指針) の一部改正……………
- 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務委託……………
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………
- 救急医療機関の申出事項の変更……………
- 医療法に基づく医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として知事の定める事項……………
- 都道の供用開始……………
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定の変更……………

告示 (公)

- 警備員等の検定の実施 (二件)……………
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (二件)……………
- 機械警備業務管理者講習の実施……………

告示 (交)

- 東京都交通事業の料金徴収事務の委託……………

告示 (水)

- 指定納付受託者の指定の取消し……………

公 告

- 令和六年度調理師試験の実施……………
- 保健医療局健康安全全部健康安全課……………

告 示

●東京都告示第三百九十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 契約の相手方

- (一) 住所 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目十六番十号
- (二) 氏名 山下 康彦

二 契約の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるときは一前金払とする。

●東京都告示第三百九十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

- 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第八・三・二種別及び名称 十七号桜丘農業公園
- 三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 世田谷区桜丘四丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

- 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業杉並第二・二種別及び名称 五十四号下高井戸四丁目第二公園

三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 杉並区下高井戸四丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第三号 小岩公園

三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 江戸川区北小岩六丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二・八十三号江戸川三丁目公園

三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 江戸川区江戸川三丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 清瀬市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画公園事業第三・三・五号清瀬中央公園

三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 清瀬市梅園一丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十六号

平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

第三 一(中)「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第三 二(一)ウ中「第2条第4項第3号」を「第2条第5項第3号」に改める。

●東京都告示第三百九十七号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項に規定する免状交付事務については、次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第七条第二項の規定に基づき告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託に係る免状交付事務の内容 高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所 高圧ガス保安協会

港区虎ノ門四丁目三番十三号

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認定期間
杏林大学医学部付 属杉並病院	杉並区和田二丁目二 十五番一号	令和六年四月 一日から令和 八年十二月十 四日まで

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団仁圭 会林外科病院	新宿区大京町二十七 三十一日	令和六年三月 三十一日
おくさわ脳卒中リ ハビリテーション 病院	世田谷区奥沢三丁目 三十三番十三号	令和六年三月 二十四日
立正佼成会附属校 成病院	杉並区和田二丁目二 十五番一号	令和六年三月 三十一日

●東京都告示第三百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人社団 東京せいわ会 世田谷おくさ わ整形外科病 院	医療法人社団 東京せいわ会 おくさわ脳卒 中リハビリテ ーション病院	世田谷区奥沢 三丁目三十三 番十三号	令和六年二 月一日
愛里病院	医療法人社団 苑田会愛里病 院	足立区千住東 一丁目二十番 十二号	令和五年十 二月一日

●東京都告示第四百号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第四条第二十号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都難病医療ネットワーク事業実施要綱(平成二十九年十月三十日付二十九福保保疾第千三百九十号)第三の二に規定する東京都難病診療分野別拠点病院である旨(名称については、「東京都難病診療分野別拠点病院(神経・筋疾患)」というように指定を受けた疾患群を括弧書きで明記すること。)

●東京都告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項

の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年四月一日

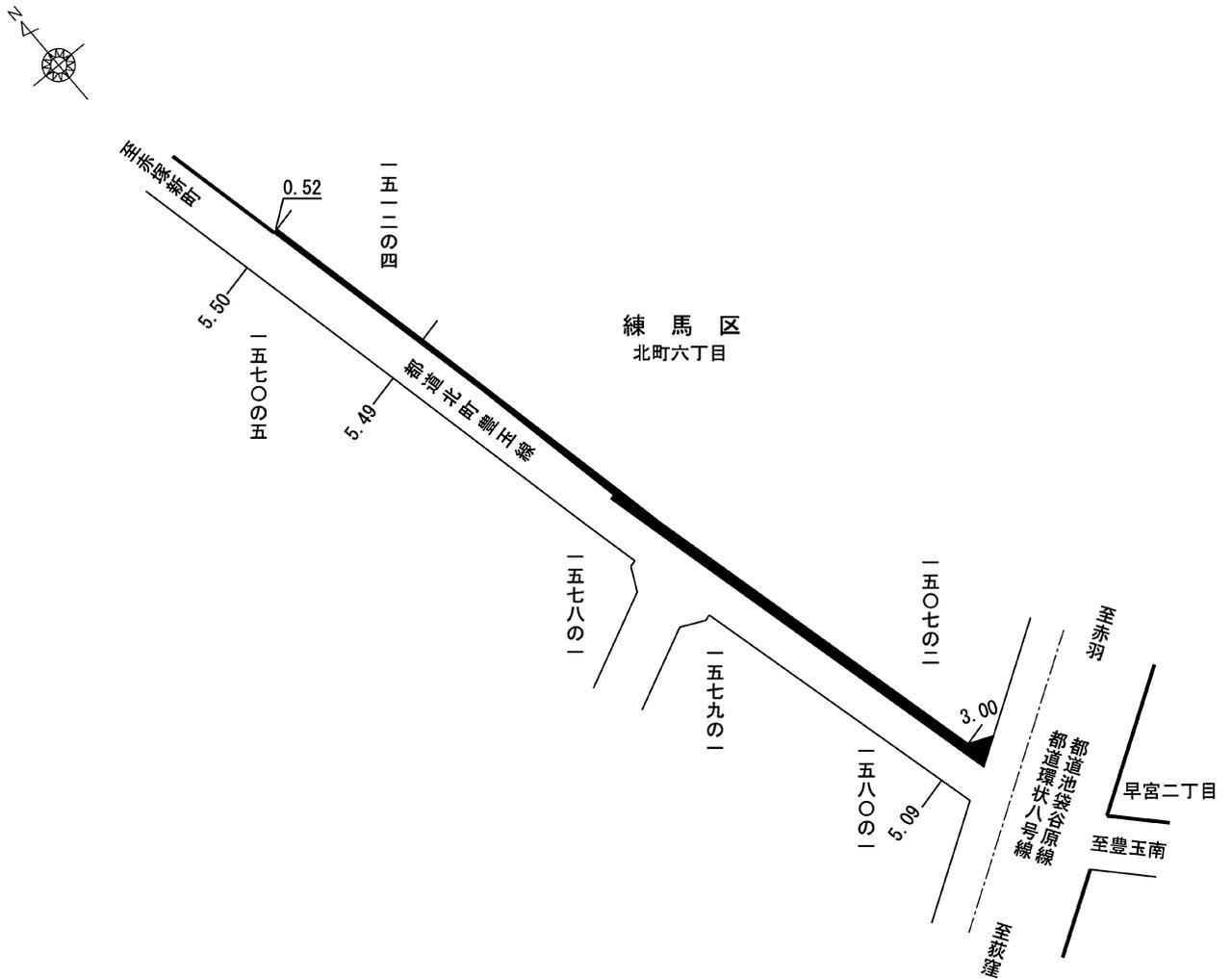
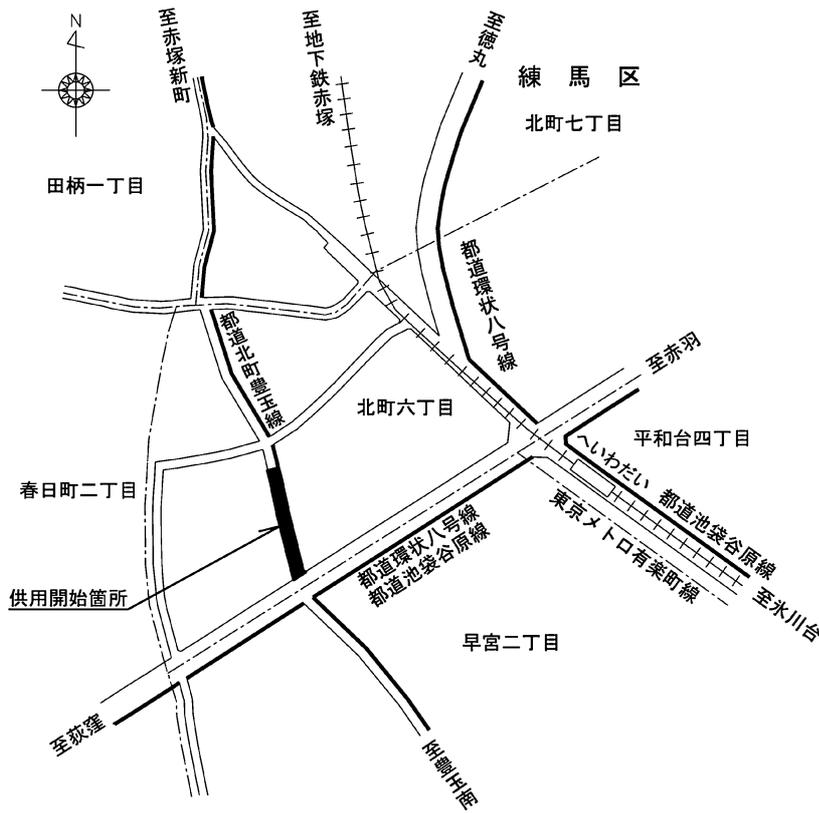
東京都知事 小 池 百合子

一 路線名	北町豊玉
二 供用開始の区間	練馬区北町六丁目千五百十二番四地 先から同所千五百七番二地先まで
三 供用開始の概要	別図表示のとおり
四 供用開始の期日	令和六年四月一日

別図

都道北町豊玉線供用開始略図  
練馬区北町六丁目地内

都道  
 特別区道  
 供用開始区域  
 延長 一〇〇・二五メートル  
 面積 八六・五一平方メートル



●東京都告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和六年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

北町豊玉

二 占用を制限する区間

練馬区北町六丁目千五百十二番四地先から同所千五百

七番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和六年四月二日

●東京都告示第四百三号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第四百号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を次のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

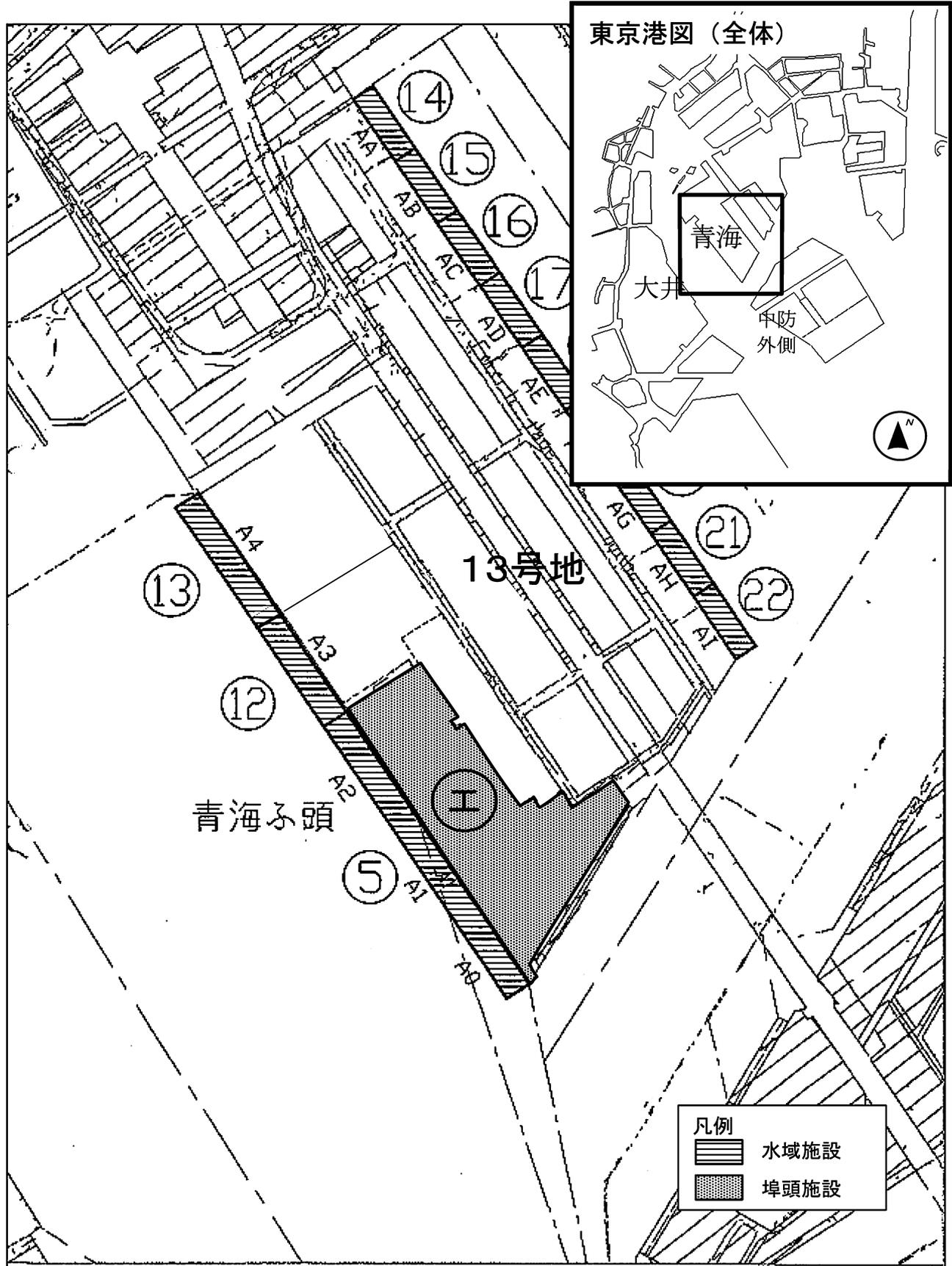
東京都知事 小 池 百合子

# 制限区域の位置図

## 詳細図(中部地区青海コンテナふ頭)

別図

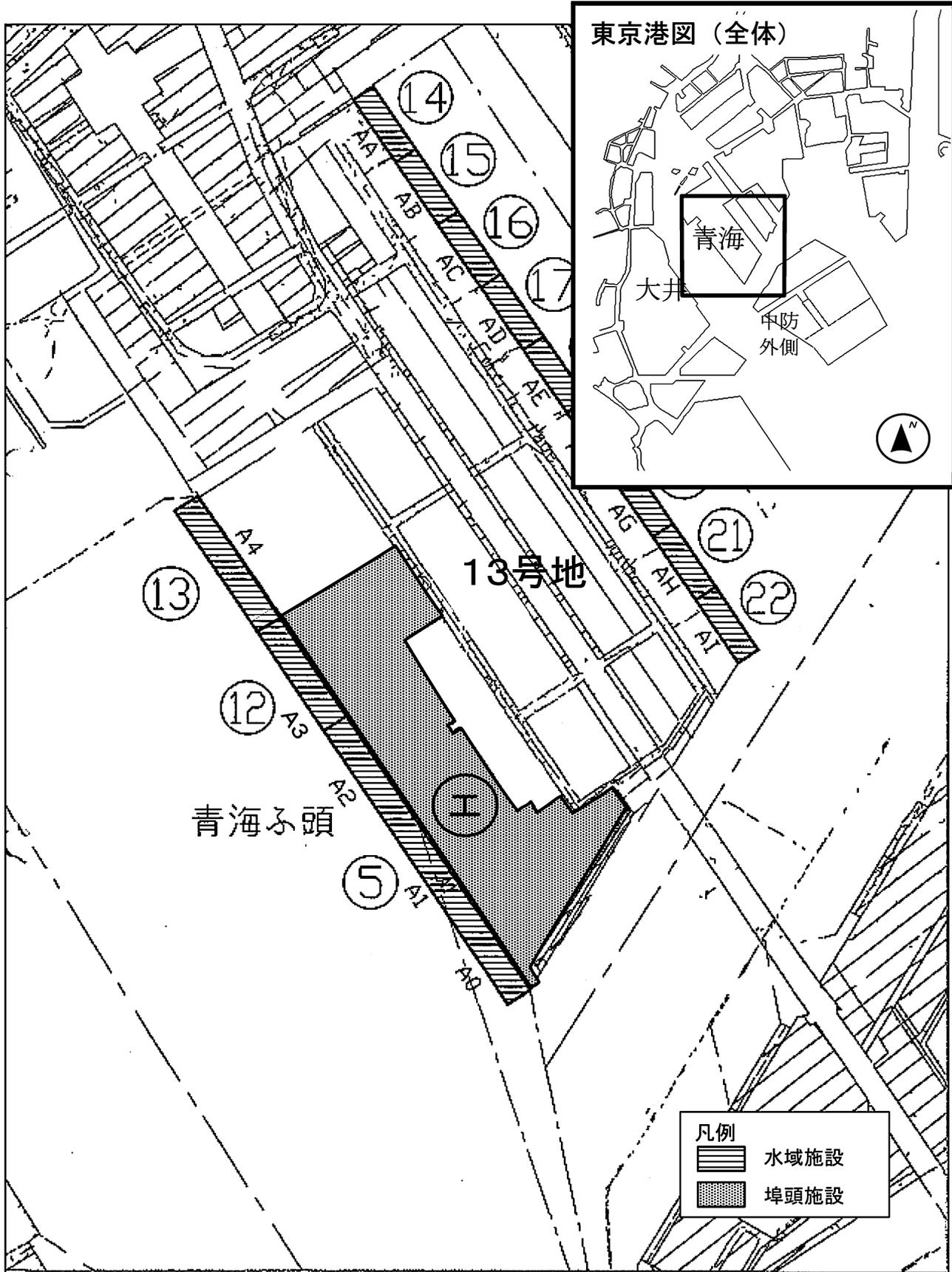
変更前



# 制限区域の位置図 詳細図(中部地区青海コンテナふ頭)

別図

変更後



# 出 張 (公)

## ●東京都公安委員会告示第123号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

### 1 検定の実施期日及び時間

#### (1) 学科試験

令和6年7月6日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

#### (2) 実技試験

令和6年10月5日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

### 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

### 3 検定の実施種別

#### 規則第1条第2号の警備業務（以下「施設警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）

#### 4 検定予定人員

20名

### 5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### 6 検定申出の要領

#### 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

#### (1) 検定申出の受付期間

令和6年5月27日（月曜日）及び同月28日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

#### (2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

### 7 申請手続

#### (1) 受付期間

令和6年6月5日（水曜日）から同月7日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

#### (2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

### ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

#### (3) 申請書類

##### ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

##### ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

##### エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと

についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該



<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第124号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和6年4月1日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和6年7月6日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和6年10月5日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	<p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和6年5月29日（水曜日）及び同月30日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和6年6月5日（水曜日）から同月7日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第125号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年4月1日</p>
--	---	---

<p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年7月2日（火曜日）から同月10日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 講習の実施場所 2 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に</p>	<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期規」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定期規第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和6年6月3日（月曜日）及び同月4日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法</p>	<p>受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 エ 申込手続 7 受付期間 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年6月18日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p>
--	---	--

<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ア 前6の(3)のイに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>イ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年6月25日(火曜日)及び同月26日(水曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第126号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年4月1日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年6月12日(水曜日)から同月19日(水曜日)</p>	<p>までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p>
--	---	---

<p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和6年5月15日（水曜日）及び同月16日（木曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p>	<p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年5月30日（木曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>	<p>事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年6月6日（木曜日）及び同月7日（金曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>
--	---	--

<p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第127号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年8月13日(火曜日)から同月16日(金曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員</p>	<p>100名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和6年7月11日(木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>5 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年7月25日(木曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>6 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和6年8月1日(木曜日)及び同月2日(金曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p>	<p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 39,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p style="text-align: center;"><b>告 示 (交)</b></p> <p>●交通局告示第11号</p> <p>東京都交通事業の料金徴収の事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同法による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。なお、昭和四十年交通局告示第十四号は、廃止する。</p> <p>令和六年四月一日</p> <p style="text-align: right;">東京都交通局長 久 我 英 男</p>		

委託した者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料
委託者	名称	所在地	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料	徴収を委託した料

東日本旅客鉄道株式会社	東武鉄道株式会社	国際興業株式会社	京浜急行バス株式会社	京浜急行電鉄株式会社	京成タウンバス株式会社	京成電鉄株式会社	京王バス株式会社
渋谷区代々木二丁目二番一號	墨田区押上一丁目一番二號	中央区八重洲二丁目十番三號	神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八號	神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八號	葛飾区奥戸二丁目六番十號	千葉県市川市八幡三丁目三番一號	府中市晴見町二丁目二十二番地
		定期旅客運賃			定期旅客運賃		定期旅客運賃
普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料			普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料		普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	
定期旅客運賃の払戻し 手数料	定期旅客運賃の払戻し 手数料						
東京フリーきっぷの運賃	Greater Tokyo Passの運賃及び払戻し手数料		共通一日乗車券の運賃及び払戻し手数料	共通一日乗車券、Tokyo Subway Ticket 及び Greater Tokyo Passの運賃及び払戻し手数料		共通一日乗車券、東京フリーきっぷ及び Greater Tokyo Passの運賃及び払戻し手数料	共通一日乗車券、東京フリーきっぷ及び各種記念乗車券の運賃及び払戻し手数料

東京臨海高速鉄道株式会社	多摩都市モノレール株式会社	東急電鉄株式会社	新京成電鉄株式会社	相模鉄道株式会社	横浜市	西武鉄道株式会社	北総鉄道株式会社	小田急電鉄株式会社
江東区青海一丁目二番一号	立川市泉町千七百十八番地九十二	渋谷区神泉町八番十六号	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目一番十二号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番十四号	神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地の十	埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番一号	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目二番三号	神奈川県海老名市めぐみ町二番二号
普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料
		共通一日乗車券及び Greater Tokyo Passの 運賃及び払戻し手数料				Greater Tokyo Passの 運賃及び払戻し手数料		Greater Tokyo Passの 運賃及び払戻し手数料



株式会社はとバスエージェンシー	箱根登山鉄道株式会社	首都圏新都市鉄道株式会社	株式会社舞浜リゾートライン	埼玉高速鉄道株式会社	東京モノレール株式会社	横浜高速鉄道株式会社	株式会社ゆりかもめ	東葉高速鉄道株式会社
大田区平和島五丁目四番一号	神奈川県小田原市城山一丁目十五番一号	千代田区神田練堀町八十五番地	千葉県浦安市舞浜二番地十八	埼玉県さいたま市緑区美園四丁目十二番地	港区浜松町二丁目四番十二号	神奈川県横浜市中原町一丁目十一番地	江東区有明三丁目十三番一号	千葉県八千代市緑が丘一丁目千二百二十番地三
	普通旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃
					定期旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料		定期旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料	
各種記念乗車券の運賃 物品販売の代金		共通一日乗車券の運賃 及び払戻し手数料						

株式会社バスモ	新宿区西新宿三丁目二番十一号	普通旅客運賃 定期旅客運賃 一日乗車券の運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 一日乗車券の運賃					共通一日乗車券の運賃
佐野印房(町屋駅前)	荒川区町屋二丁目八番一号	定期旅客運賃 回数旅客運賃 一日乗車券の運賃						共通一日乗車券の運賃 及び払戻し手数料
東京空港交通株式会社	中央区日本橋箱崎町二十二番一号							共通一日乗車券の運賃
株式会社リーガロイヤルホテル東京	新宿区戸塚町一丁目百四番地十九号	一日乗車券の運賃						共通一日乗車券の運賃
株式会社プリンスホテル	豊島区南池袋一丁目十六番十五号	一日乗車券の運賃						
株式会社阪神コンテンツリンク	大阪府大阪市北区梅田二丁目四番十三号							各種記念乗車券の運賃 物品販売の代金
公益財団法人東京観光財団	新宿区山吹町三百四十六番地六		一日乗車券の運賃					Tokyo Subway Ticket の運賃 TOKYO STARTER KITの 運賃
RYDE株式会社	渋谷区代官山町二十番二十三号	各種記念乗車券の運賃						

告示(水)

●東京都水道局告示第四号

次の者について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の七第一項の規定により、指定納付受託者の指定を取り消したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年四月一日

東京都水道局長 西山 智之  
S M B Cファイナンスサービス株式会社

公 告

令和六年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)第三条の二第一項の規定により、令和六年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和六年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

令和六年十月二十六日(土曜日)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス(目黒区駒場三丁目八番一

号)

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)に

よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令

(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二

年の課程を終わった者又は調理師法施行規則(昭和

三十三年厚生省令第四十六号)附則第三項の規定に

よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ

る者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上

(原則週四日以上かつ一日六時間以上)調理業務に従

事した者

四 受験申込手続

令和六年五月七日(火曜日)から同年六月三日(月曜

日)まで(当日消印有効)

中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 J A C Cビル五

階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛

五 合格発表

令和六年十二月十三日(金曜日)

六 試験手数料

六千四百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日(午前九時から午後五時まで)

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人

調理技術技能センター正会員団体、東京都保健医療局

健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健

所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村

及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後

六時三十分まで)

東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁

舎一階北側)において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三(三六六七) 一八一五

ホームページ <https://chouri-ggc.or.jp>

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

